

# 日本のGXへの取り組みと投資機会

## サステナブル投資

石井 一正、ストラテジスト; Amanda Gu, CIO Sustainable and Impact Investing Analyst; 青木 大樹、日本地域CIO(最高投資責任者); Stephanie Choi, CIO Sustainable and Impact Investing Strategist; 小林 千紗、ストラテジスト

- 日本は、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向け、150兆円規模の官民投資の戦略を作成し、これは対GDP比でみると、米インフレ抑制法(IRA)の約3倍である。GX経済移行債、カーボンプライシング、2026年度から開始する排出量取引制度(GX-ETS)を柱としている。
- エネルギー転換を推進する重要なテクノロジーには、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電、水素などがある。対象を絞った補助金や、地理的制約を克服し、温室効果ガスの排出削減が難しい分野の脱炭素化を進めるための政策支援によって、こうしたテクノロジーは恩恵を受けるだろう。
- 株式と債券の両方に投資機会があり、特にGX計画で政府が優先する分野に協力する企業に注目している。ただし、GX-ETSの詳細な実施方法や、GX経済移行債の流動性、政府による支援のあり方において未定の部分が一定程度ある点がリスク材料となるだろう。

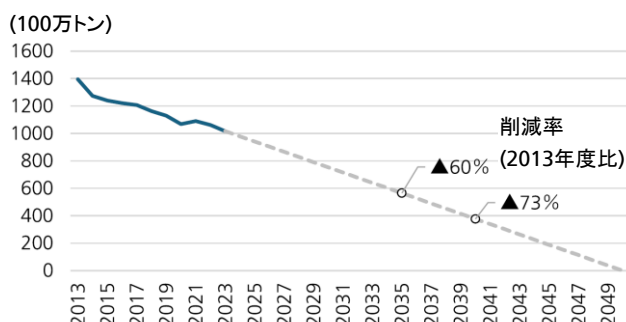


出所:Getty

世界第4位の経済大国であり、二酸化炭素(CO2)排出量が世界第5位の日本が低炭素経済への移行を進めることは、世界各国の政府、企業、投資家にとってますます重要になっている。日本は2050年までにカーボンニュートラルを達成すべく、2023年に「GX(グリーントランスフォーメーション)実現に向けた基本方針」(以下「GX基本方針」)を公表し、10年間で官民合わせて150兆円規模の投資を行う方針を示した。対GDP比は米インフレ抑制法(IRA)の約3倍であり、カーボンプライシング、GX経済移行債、研究開発支援などの財政・政策措置が盛り込まれている。

日本は輸出主導型経済で、エネルギーは輸入に依存しており、安定供給、経済効率性、持続可能性、安全性がエネルギー政策の原則となっている。2050年までにカーボンニュートラルを達成するため、日本は産業競争力を維持しながらも温室効果ガス排出量の削減を進めている。日本は今年2月に最新の脱炭素目標を提出し、温室効果ガスの排出量を2035年度に2013年度比で60%削減、2040年度に同73%削減するとした。GX基本方針によって、クリーンテクノロジー、送電網整備、グリーンマニュファクチャリング(製造業におけるCO2排出量を減らすこと)などの分野で需要の拡大が続くと予想される。政府の優先項目に協力する日本企業は、政策支援や税制面でのインセンティブの恩恵を受けるとみられ、気候変動およびサステナビリティ分野における魅力的な投資機会を提供すると考える。

図表1: 2050年カーボンニュートラル達成に向けた目標



出所:環境省、UBS

### 計画に対する進捗:今までに何が達成されたのか?

日本におけるGXの主な取組は下記の通りである。

- 10年間で20兆円のGX経済移行債を国債として発行し、調達資金の55%は研究開発に、残りは電気自動車、グリーンステール(温室効果ガスの排出を減らした製鉄)、水素など重要分野への補助金に充てる。本稿執筆時点までに発行されているのは総額の14%で、最近の入札では応募額が発行額を上回り、今年度は5年債と10年債の入札が各2回行われる。
- 排出量取引制度(GX-ETS)は2026年度から開始する。現在は、温室効果ガスの排出量が多く、日本全体の排出量の50%超を占める747社の企業で構成される「GXリーグ」が自主的に参加し、試行的に実施されている。

本稿は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社およびUBS AG Hong Kong Branchが作成した“Sustainable investing opportunities - Tracking Japan's transition progress”(2025年6月27日付)を翻訳・編集した日本語版として2025年7月14日付でリリースしたものです。本レポートの末尾に掲載されている「免責事項と開示事項」は大変重要ですので是非ご覧ください。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている市場価格は、各主要取引所の終値に基づいています。これは本レポート中の全ての図表にも適用されます。

- 「GX推進法」に基づき、2023年に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)を閣議決定した。日本の低炭素経済への移行を促進するための包括的な政策を概説したものだ。実効性を高めるため、GX推進法は今年改正されている(詳細は後述)。
- 化石燃料の輸入事業者(電力、石油、ガス会社など)を対象とした化石燃料賦課金を2028年度から導入する。この賦課金は、化石燃料に対する日本の依存度を低下させるとともに、GX経済移行債の償還に充てることを目的としている。
- 情報を開示して透明性を高めるため、「GXダッシュボード」をオンラインで開設し、参加企業の排出削減目標や実績、GX-ETSへの参加状況を表示している。

石破茂首相が2024年に、日本の長期的な脱炭素化と産業活性化戦略の礎として発表した「GX2040ビジョン」は、パブリックコメントを経て2025年2月に閣議決定された。主な構想は、エネルギー集約型産業を低炭素エネルギー拠点の近くに立地させることにより、エネルギー効率と産業競争力の両方を高めることであり、それを支えるのが、原子力発電所の再稼働や、再生可能エネルギーの導入目標である。今年5月に成立した改正GX推進法では、年間10万トン以上のCO2を排出する企業に対して、2026年度からGX-ETSに参加することを義務付けており、国内の温室効果ガス排出量の約60%を占める、鉄鋼、電力業界などの300-400社が対象となる見込みだ。GX-ETSの対象企業は毎年排出枠を割り当てられ、2027年秋から取引が開始される予定である。

カーボンニュートラル達成には、多様なクリーンエネルギー源に移行して化石燃料への依存から脱却し、CO2排出量を削減することが鍵となる。今年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、電源構成で現在68.6%を占める化石燃料の割合を、2040年度までに半分の30-40%程度に縮小し、再生可能エネルギーを主力電源とすることを目指している。また、原子力発電所の再稼働や、小型モジュール炉(SMR)など次世代革新炉の実用化を推進することで、現在8.5%となっている原子力発電の割合を、20%程度に引き上げるとしている。

図表2: 再エネを2040年までに主力電源とすることを目指す

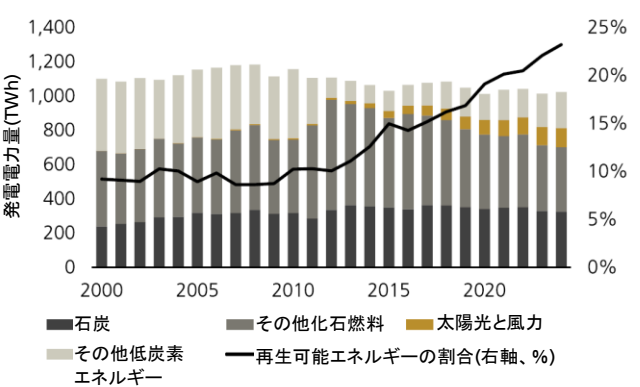
|           | 2013年度  | 2023年度 | 2040年度       |
|-----------|---------|--------|--------------|
| 火力        | 88.3%   | 68.6%  | 30-40%       |
| 原子力       | 0.9%    | 8.5%   | 20%          |
| 再生可能エネルギー | 10.9%   | 22.9%  | 40-50%       |
| 太陽光       | 1.2%    | 9.8%   | 23-29%       |
| 風力        | 0.5%    | 1.1%   | 4-8%         |
| 水力        | 7.3%    | 7.6%   | 8-10%        |
| 地熱        | 0.2%    | 0.3%   | 1-2%         |
| バイオマス     | 1.6%    | 4.1%   | 5-6%         |
| 総発電電力量    | 1080TWh | 990TWh | 1100-1200TWh |

TWh=テラワット時  
出所: 資源エネルギー庁、UBS

日本は、地理的制約を克服し、電力部門の脱炭素化を加速することを明確な焦点として再生可能エネルギー戦略を展開している。太陽光発電に関しては、日本の電源構成に占める割合を2040年度までに23-29%へ拡大することを目標とする。しかし、ドイツ、フランス、米国などでは平地面積が国土の68%を占めるのに対し、日本では34%と限られており、従来の地上設置型太陽光発電設備を導入する上での課題となっている。日本政府はこれに対処するため、ペロブスカイト太陽電池の量産体制構築に向けた投資を行っている。ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性があり、屋根や外壁などの建物の表面に設置することができる。都市部や工業地帯でも設備を柔軟に拡張することが可能で、2025年度予算には、例えば、ペロブスカイト太陽電池の開発と商業化を支援する50億円の補助金が盛り込まれている。

風力発電も大きな役割を果たすことが期待されており、電源構成に占める割合を4-8%へ増やすことが目標となっている。沿岸海域の水深が深いという日本の地理的特徴に適し、漁業や海洋生態系への影響が比較的小さいとされる浮体式洋上風力発電を主軸と位置付ける。政府は2025年度予算で、実証プロジェクト、既存の電力系統への統合、地域のサプライチェーンの整備を目的として40億円を計上している。

図表3: 日本の電源別発電電力量

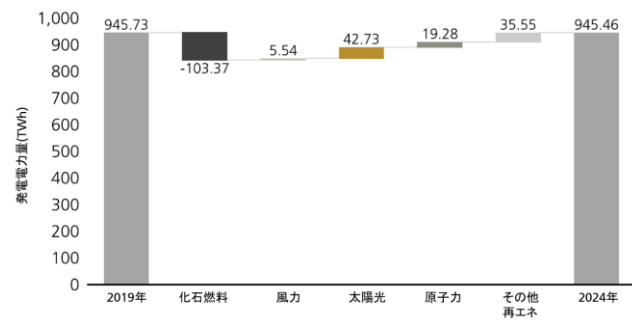


出所: エンバー、UBS、2025年

日本は火力発電の脱炭素化にも取り組んでおり、電源構成に占める割合を30-40%に縮小することを目標としている。2019年と2024年の発電量を比較すると、全体としては殆ど変わらず、化石燃料による発電の減少を、太陽光を中心とした再生可能エネルギー発電の増加が補っている。火力発電の脱炭素化を進める手段としては、既存の火力発電所における混焼\*など、低炭素燃料である水素やアンモニアの使用が軸となるだろう。強固な水素のサプライチェーンを構築することが重要であり、政府は水素の製造・貯蔵・輸送、そして脱炭素化が難しい鉄鋼やセメントなどの分野における水素の活用を支援するために、グリーンイノベーション基金や、GX経済移行債による調達資金を利用して投資を行っている。

\*CO2排出量を削減するため、火力発電で用いる化石燃料の一部を低炭素燃料に置き換えること。

図表4: 化石燃料による発電量の減少を、再エネ発電の増加が補っている



出所: エンパー、UBS、2025年

### GX経済移行債に注目

日本の国債としてのGX経済移行債が2024年に初めて発行されてから、1年超が経過している。初回発行時は約1.5兆円の発行額に対して約3倍の応募があった。本稿執筆時点までに5年債が3回、10年債が3回発行され、合計で約3兆円が調達されている。財務省は2025年度に1.2兆円程度発行する予定だ。GX経済移行債による調達資金は、政府が定めた「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」に沿って用途を割り当て、排出削減と産業競争力の強化および経済成長に貢献する分野へ優先的に投資する。

グリーンium\*への期待、流動性への懸念、そして新しい概念に対する不安と、GX経済移行債に対するセンチメントはさまざまだが、入札は順調に進んでいる。グリーンiumは消滅した模様で、日銀の購入比率は39%と、通常の国債(52%)よりも著しく低い。

GX5年債に関しては流動性への懸念が根強く、従来の国債よりも利回りの高い状態が続いており、投資家が社会へのポジティブなインパクトと流動性の制約を天秤にかけて躊躇していることが浮き彫りになっている。財務省が実施するGX経済移行債の入札は、日銀による購入が減少したこともあり、全体的に需要は限定的だった。GX経済移行債は日銀の保有比率が40%を超えると日銀の買戻しオペの対象から除外されるが、通常の国債は保有比率が80%を超えても対象となる。こうした政策の違いにより、国債市場特別参加者(プライマリー・ディーラー)の間では流動性に対する懸念が強まっている。これらの課題に加え、マクロ経済も円建て債券に対して好ましくない環境となっている。世界各国が金融緩和への動きを見せる中、円が変動し、国内金利も低い状態が続いていることで、高利回りを求める外国人投資家にとっての円建て資産の魅力は低下していると考えられる。

サステナビリティを重視する投資家の間では、GX経済移行債による調達資金の用途を定めた枠組みの信頼性に対しても懐疑的な見方が強まっている。特に、石炭火力発電所にアンモニア混焼を取り入れるプロジェクトなどが対象となっていることに対しては、排出削減効果が限られ、コストも高いことから、トランジション・ファイナンス(金融による脱炭素化支援)の国際基準に沿っているのか疑問視する声が上がっている。こうした状況は、トランジション・ファイナンスに関する共通の定義が存在せず、資

産保有者や投資家が各自の定義や枠組みに基づいて債券の適格性を判断しなければならないという産業界全体の課題を反映している。我々は、更なる政策のコミットメントと透明性が必要だと考えており、それが実現できなければ、GX経済移行債は外国からの資金を呼び込む効果を発揮できず、日本の気候変動対策目標への貢献度も損なわれる可能性がある。

ただし、排出量取引制度(GX-ETS)の進展の継続や、資金調達手段としての化石燃料賦課金の導入は、長期投資家に対して安心材料となるだろう。

\*通常の債券に比べて環境債の価格が高くなること。

### 日本のGX市場の機会と課題

トランジション・ファイナンスおよび世界の脱炭素化の取り組みの推進における日本の役割の重要性に関しては、活発な議論が行われている。GX基本方針の発表以来、短期的な科学的根拠に基づくCO2削減目標(SBT)の短期目標を設定している日本企業数は5倍に急増し、2025年6月時点で1,650社を超えており、世界でも特に多い。

経済産業省は、温室効果ガス排出量の多い16の産業を対象に、分野別の脱炭素化ロードマップと投資戦略を策定した。ロードマップでは、2050年までにカーボンニュートラルを達成するための排出削減の道筋と実行可能な計画を示している。

GX-ETSでは、エネルギー消費量の多い業界の企業に対し、実際の排出量に基づいて排出枠を決定する。この仕組みのもと、排出量が枠内に収まった企業は余った枠を売却することができ、脱炭素化のための金銭的インセンティブが生まれる。内閣官房によると、エネルギー消費量が特に多い分野は鉄鋼、化学、石油・石炭、製紙・パルプ、セラミックス・石材などである。

脱炭素化を牽引する企業に投資する戦略は、セクター内でのCO2排出へのエクスポージャーを最小限に抑え、投資先企業のCO2排出量が少なくなるようにポートフォリオを組むことを目的としている。日本では、低炭素リーダー企業で構成するMSCI日本低炭素SRIセレクト指数が、2024年に親指数(MSCI日本株指数)を2.52%アウトパフォームした。脱炭素化目標を設定している企業は、政策支援や補助金の恩恵を受けるほか、日本のGX戦略への協力がプラス材料となり、コスト優位性と投資家にとっての魅力を高めている。環境に対する意識の高まりや規制の整備はサステナビリティ関連株のパフォーマンスを支えるが、実際に投資する上での課題は残っている。本稿執筆時点において、MSCI日本低炭素SRIセレクト指数の構成銘柄数は95銘柄であり、親指数(183銘柄)に比べて大幅に少ないため、単一市場に適用した場合、トラッキングエラー(ベンチマークとの乖離)が大きくなる可能性がある。



図表5: 日本の低炭素リーダーズ指数は過去6年間のうち3年、親指数をアウトパフォームしている  
米ドル、ネットトータルリターン



出所: Refinitiv Datastream、UBS、2025年5月31日

ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電、水素、パワー半導体、蓄電池など、脱炭素化につながる重要なテクノロジーに携わる企業は、大規模な政府支援を受けることができると予想する。

しかし、GX-ETSで排出枠割り当ての対象となる産業や、排出枠の取引価格を設定する方法はまだ確定しておらず、不確実性が続いていると考える。さらに、政府支援の規模や体系は年ごとに変化し、市場の動きと投資の成果に大きな影響を与える可能性があるため、注視する必要がある。

債券については、GX経済移行債は、同じ年限の通常の国債とほぼ同じ利回りで発行されている。政策金利が2026年に再び引き上げられ、2027年に1.00-1.25%に達すると想定した場合、GX10年債の利回りは2026年に1.3%前後で推移し、その後緩やかに上昇すると予想する。ただし、米国の金利の高止まりと日銀の利上げ加速により、利回りが上昇するリスクが高まっている。

図表6: GX経済移行債は、国債と同水準の利回り



出所: Refinitiv Datastream、UBS、2025年5月31日

GX経済移行債の流動性プレミアムもリスクである。GX経済移行債は償還財源が明確に定められているため、満期まで保有する投資家にとっては通常の国債よりも魅力的だ。しかし、取扱金融機関が増えておらず、認知度も十分とはいえないため、売却の必要がある投資家にとっては、流動性が懸念材料となる。

#### アジア太平洋地域の取り組みに注目

日本の低炭素経済への移行への取り組みは、アジア太平洋地域の動向に大きく影響し、世界の気候変動対策における役割の重要性も高まっている。これは、政治や市場の不確実性が続く中でも、世界各国の政府が低炭素移行に向けた財政支援や規制の整備を維持するという我々の見解と一致している。米国と欧州連合(EU)では停滞が見られるが、日本、オーストラリア、中国、カナダなど多くの国が、気候変動対策を優先課題と位置づけ、積極的に取り組んでいる。

例えば、李在明(イ・ジェミン)大統領率いる韓国の新政権は、アジアの中でも非常に野心的な脱炭素化目標を掲げ、気候変動対策においてリーダーシップを発揮する姿勢を改めて示している。2038年までに発電量の70%をカーボンフリー(炭素を排出しない電源による発電)とする前政権の計画に加え、2040年までに石炭火力発電所を閉鎖するという目標を掲げた。こうした政策は、日本の低炭素移行計画を後押しし、クリーンエネルギーへの移行と産業変革に向けたアジア太平洋地域の取り組みを強化するだろう。日韓両国は構造改革、水素技術の向上、トランジション・ファイナンスなどを進めており、政策の足並みが揃っているため、技術革新、サプライチェーンの強靱化、排出量取引制度などの分野で国境を越えた協力の道を開く可能性がある。全体として、気候変動と低炭素経済への移行に関するアジア太平洋諸国の対応は、一体感がありながらも、独自の方針を反映した内容となっている。

## 免責事項と開示事項

本レポートは、UBS Group AG (「UBS Group」)傘下のUBS Switzerland AG(スイスのFINMAの規制対象)またはその関連会社(「UBS」)の事業部門であるUBSチーフ・インベストメント・オフィス(CIO)・グローバル・ウェルス・マネジメントが作成したリサーチレポートをもとに、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。UBS Groupには旧Credit Suisse AG、およびその子会社、支店、関連会社が含まれます。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS銀行東京支店を通じて配布されることがあります。

UBS Group内の様々な部門、グループ、人員は相互に独立して別個のリサーチ資料を作成・配布することがあります。CIOが発行するリサーチレポートはUBS Global Wealth Managementが作成しています。UBS Global ResearchはUBS Investment Bankが作成しています。投資推奨、投資期間、モデルの想定、バリュエーション算出方法などのリサーチ手法と格付けシステムはリサーチ組織ごとに異なることがあります。よって、一部の経済予測(UBS CIOとUBS Global Researchの共同作成によるもの)を除いては、投資推奨、格付け、価格見通し、バリュエーションは各個別のリサーチ組織間で異なる、または矛盾する場合があります。各リサーチ資料のリサーチ方法や格付け制度の詳細については各リサーチ資料をご参照下さい。すべてのお客様が各組織が発行するすべての資料を入手できるわけではありません。各リサーチ資料は作成した組織の方針および手順に則っています。本レポートを作成したアナリストの報酬はリサーチ・マネジメントおよびシニア・マネジメントのみによって決定されます。アナリストの報酬は投資銀行、営業およびトレーディング・サービス部門の収益に基づきませんが、報酬は、投資銀行、営業およびトレーディング・サービス部門を含むUBS Group全体の収益と関係することがあります。

本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではなく、金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものでもありません。銘柄の選定はお客様ご自身で行って頂くようお願い致します。

本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したものです。その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。また当社では税務、法務等の助言は行いません。

## 金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等: UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3233号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当社における国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらを超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。これらの株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されています。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、直接ご負担いただく手数料としてお申込み金額に対して最大3.3%(税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(国内投資信託の場合、最大2.20%(税込、年率)。外国投資信託の場合、最大2.75%(年率)。)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を

投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

「UBS投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大2.20%(税込)をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの0.5%または0.5円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの1%を上限とします。

### UBS銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

### その他のご留意事項

当社の関係法人であるUBS AGおよびUBS Group内の他の企業(またはその従業員)は随時、本資料で言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本資料で言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。

©UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 2025 すべての権利を留保します。事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者  
商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号  
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会